

買受人奨励金交付基準

(目的)

第1条 この基準は、帯広地方卸売市場業務規程第26条の規程に基づき、買受人に対し完納奨励金交付の必要を認めた場合の交付に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(買受人奨励金)

第2条 買受人奨励金とは、卸売代金の期限内の完納と卸売代金の早期支払を奨励するため、会社が認めた買受人に支出する定率交付金をいう。

(交付対象)

第3条 買受人奨励金交付の対象は帯広地方卸売市場業務規程に基づく買受人とし、以下に該当するものについては交付しない。

- ① 当該年において中途加入および中途解約のもの
- ② 年度末において未払金（実質）を生じたもの
- ③ 年間の買高が600万円未満のもの（花き専門買受人300万円未満）
- ④ 個別に割戻し等に関する契約があるもの

(交付率)

第4条 買受人奨励金の交付率は回転日数および入金方法を基準に定める。

- 2 回転日数の算出方法は当年1月営業開始日から当年12月営業終了日までの期間とし、算式は次のとおりとする。

$$\text{回転日数} = \text{平均残高} \times \text{年暦日数 (365日)} \div \text{年買高}$$

(算出)

第5条 買受人奨励金額の算出にあたっては、当該年度の年間買高に別表1に定める交付率を乗じた金額とする。（100円未満切捨）

(消費税額等)

第6条 買受人奨励金の計算にあたっては、消費税等を含めない金額を基礎とし、交付の際は算出された金額に所定の消費税率を乗じた金額を加算して交付する。

(交付金算定期間)

第7条 買受人奨励金交付にあたっての算定期間は当年1月営業開始日から当年12月営業終了日までの期間とする。

付 則

- 1 この基準は平成16年1月1日から施行する。
- 2 平成17年1月1日一部改正。
- 3 令和2年6月21日一部改正。

別表1 買受人奨励金交付率

(預金口座振替による入金)

回転日数	交付率
0.0 ~ 7.5 日未満	0.20%
7.5 ~ 10.0 日未満	0.15%
10.0 ~ 12.5 日未満	0.10%
12.5 ~ 15.0 日未満	0.05%
15.0 日以上のもの	—

(その他の方法による入金)

回転日数	交付率
0.0 ~ 7.5 日未満	0.10%
7.5 ~ 10.0 日未満	0.05%
10.0 日以上のもの	—